

●平成24年 1 月 1 日以後に締結した保険契約分 (新契約)

一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の控除額について、それぞれ次のとおり計算します。

支払保険料の金額	生命保険料控除額
12,000円以下	支払保険料の金額
12,000円超 32,000円以下	支払保険料の金額×1/2+6,000円
32,000円超 56,000円以下	支払保険料の金額×1/4+14,000円
56,000円超	28,000円

●平成23年12月31日以前に締結した保険契約分 (旧契約)

今までどおり、一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の控除額について、それぞれ次のとおり計算します。

支払保険料の金額	生命保険料控除額
15,000円以下	支払保険料の金額
15,000円超 40,000円以下	支払保険料の金額×1/2+7,500円
40,000円超 70,000円以下	支払保険料の金額×1/4+17,500円
70,000円超	35,000円

生命保険料控除の 見直し

これまでの生命保険料控除である「一般生命保険料控除」及び「個人年金保険料控除」の2種類に加えて、平成24年1月1日以後に締結した生命保険契約等(新契約)にかかる

生命保険料控除として、新たに「介護医療保険料控除」(介護保障または医療保障を内容とする主契約または特約に係る支払保険料等についての控除)が設けられました。
平成24年1月1日以後に締結した生命保険契約について

命保険料控除」、「個人年金保険料控除」、「介護医療保険料控除」それぞれにつき2万8千円、合計適用限度額は現行どおり7万円です。
新契約と旧契約の両方の適用がある場合は、一般生命保険料控除、または個人年金保険料控除について、新契約の控除額と旧契約の控除額を合計して計算しますが、各保険料控除額は2万8千円が適用限度額となります。

住民税(市民税・県民税)の 主な改正点

年金の 源泉徴収票



老齢年金は、所得税法上の雑所得として課税の対象になっています。そのため、老齢年金を受けているかたには、1年間の年金の支払総額などを記載した「源泉徴収票」が1月中旬に送付されますので、確定申告の際に提出してください。
紛失したときなどは再発行できますので、年金事務所または年金相談センターにお問合せください。
なお、障害年金・遺族年金は、課税の対象となっていないため、源泉徴収票は送付されません。

■お問合せ

下館年金事務所
☎ 0296(25) 0834